

広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十六号

広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則

広島県屋外広告物に関する規則（昭和三十九年広島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外の基準) 第三条 (略) 一―三 (略) 四 (略) イ―ホ (略) へ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に基づく登録を受けた自動車で、その使用の本拠の位置が他の都道府県、広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市又は廿日市市の区域内に存するものに当該の都道府県（当該自動車の使用の本拠の位置が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内に存する場合にあつては当該指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市、法第二十八条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域内に存する場合にあつては当該市町村）、広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市又は廿日市市の屋外広告物条例の規定に従つて表示するもの</p>	<p>(適用除外の基準) 第三条 (略) 一―三 (略) 四 (略) イ―ホ (略) へ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に基づく登録を受けた自動車で、その使用の本拠の位置が他の都道府県、広島市、呉市、尾道市、福山市又は廿日市市の区域内に存するものに当該他の都道府県（当該自動車の使用の本拠の位置が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内に存する場合にあつては当該指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市、法第二十八条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域内に存する場合にあつては当該市町村）、広島市、呉市、尾道市、福山市又は廿日市市の屋外広告物条例の規定に従つて表示するもの</p>

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。